

令和5年第10回稲沢市農業委員会総会議事録

令和5年10月25日 産業会館大会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
		4番	川松 忠彦
5番	永井 八千代		
		8番	石田 剛士
		10番	木村 均
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
		14番	田中 倫雄
15番	宮田 佳司	16番	横井 彰夫
		18番	竹田 八重子
19番	八木 章嘉		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
3番	丹下 貞行	6番	杉村 由幸
7番	瀧 信義	9番	橋本 淳
13番	近藤 淳司	17番	小原 正広

【事務局】出席者

局長	武田 一輝	主幹	大島 淳嗣
主査	山本 愛	主事	上田 哲也

【農務課】出席者

主査	中井 夕紀子		
----	--------	--	--

午後2時00分開会

【事務局】

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは只今から令和5年第10回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席委員は、丹下委員、杉村委員、瀧委員、橋本委員、近藤委員、小原委員、の6名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第3項の規定により「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、太田会長、議事進行をよろしくお願い致します。

【会長】

皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。一昨年10月1日に農業委員として任命され、はや2年が過ぎました。皆様には委員会活動に対し大変ご尽力をいただいているところでございますが、これからも稲沢市の農業発展のために取り組んでいただきますようご協力お願いいたします。

それでは、只今から、令和5年第10回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は13人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、18番竹田委員、19番八木委員を指名いたします。

次に日程第2 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第48号農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

3ページをお願いいたします。

所有権移転の案件から説明いたします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人と渡人は親子であり、申請地の贈与を受け継承するものです。受人は現在 18,722 m² の農地を耕作しており、個人で年間 150 日、世帯では 250 日農業に従事しています。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人と渡人は親子であり、申請地の贈与を受け継承するものです。受人は現在 116 m² の農地を耕作しており、個人で年間 150 日、世帯では 250 日農業に従事しています。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。受人は自宅の近隣にある申請地を取得し、今回の申請で 1,526 m² の農地を耕作することとなり、個人で年間 150 日、農業に従事する計画となっております。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。受人には隣接する耕作地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得するものです。受け 7,568 m² の農地を耕作しており、個人で年間 240 日、世帯では 300 日農業に従事しています。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。受人は遠方に在住する渡人に代わり、申請地での草の管理を行っておりました。今回、申請地を取得し、244 m² の農地を耕作することとなり、個人で年間 200 日、農業に従事する計画となっております。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。受人は自宅の近隣にある申請地を取得し、今回の申請で 138 m² の申請地を耕作することとなり、個人で年間 100 日、世帯では 280 日農業に従事する計画となっております。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。受人は今回の申請で2,202 m²の農地を耕作することとなり、個人で年間150日、農業に従事する計画となっております。

4ページをお願いいたします。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。受人には隣接する耕作地や近隣に耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得し、規模拡大をするものです。受人は現在11,557 m²の農地を耕作しており、個人で年間60日、世帯では220日農業に従事しています。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。受人は近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得し、規模拡大をするものです。受人は現在3589.3 m²の農地を耕作しており、個人で年間300日、世帯では420日農業に従事しています。

番号10番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。受人は自宅に隣接する申請地を取得し、今回の申請で269 m²の農地を耕作することとなり、個人で年間150日農業に従事する計画となっております。

番号11番、番号12番、番号13番につきましては、受人が同一世帯のため、一括で説明いたします。

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。受人は近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得し、規模拡大をするものです。受人は現在9,025.95 m²の農地を耕作しており、個人で年間280日、世帯で560日農業に従事しています。

6ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計13件、移動の土地は、田10筆4,610 m²、畑15筆8,132 m²、合計25筆12,742 m²です。

以上13件につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第48号農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

7ページをお願いします。

議案第49号農地法第4条の規定による許可申請についてです。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

8ページをお願い致します。

大変申し訳ございませんが、議案の訂正がございます。4条番号2につきまして、議案に掲載されておりますが、許可要件を満たしていないため今回の議案から省いていただきますようお願いいたします。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは、農家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

9ページ総括表をお願いします。こちら面積の訂正がございます。

4条の申請件数は1件、転用の土地は、畑1筆366㎡、合計1筆366㎡です。

以上、4条申請1件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第49号農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第50号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます

【事務局】

つづきまして、10ページをお願いいたします。議案第50号農地法5条の規定による許可申請についてです。農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。先に所有権移転案件から説明させていただきます。

申請面積が3,000㎡を超える案件につきましては、申請地の場所を示した案内図、及び土地の利用計画図を皆様の机の上に用意させていただきましたので参考にご覧いただきますようお願い致します。

大変申し訳ございませんが、議案の訂正がございます。14ページ最下段が田495㎡となっておりますが、田1,014㎡の過りでございます。また申請番号10の申請面積についても28,338㎡となっておりますが、28,857㎡となります。訂正したうえで説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。

番号1番と番号21番については、受人と転用目的が同一のため一括で説明させていただきます。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

(番号21申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転と賃借権の設定です。

こちらは工場を建築いたします。農地区分は第2種農地で、道路7919.03㎡と一体利用いたします。

(番号2申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは工場を建築いたします。農地区分は第2種農地で、水路等761.60㎡と一体利用いたします。

(番号3申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは工場を建築いたします。農地区分は第3種農地で、雑種地1,859㎡と一体利用いたします。13ページをお願いいたします。

番号4番と番号22番については、受人と転用目的が同一のため一括で説明させていただきます

ます。

(番号4申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

(番号22申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転と賃借権の設定です。

こちらは駐車場を設置いたします。農地区分は第3種農地で、雑種地1,005㎡と一体利用いたします。

(番号5申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。こちらは診療所・駐車場を設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。

(番号6申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。こちらは調剤薬局を建築します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。

(番号7申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。こちらは通路を設置します。農地区分は第3種農地で、宅地469.41㎡と一体利用します。

(番号8申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地で、宅地226㎡と一体利用します。

(番号9申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号10申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。こちらは資材置場を設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。

16ページをお願いします。

(番号11申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売員による所有権移転です。こちらは資材置場・駐車場を設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。

(番号12申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号13申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。こちらは診療所を建築します。農地区分は第2種農地です。

17ページをお願いします。

(番号14申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。こちらは調剤薬局を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号15申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。こちらは工場を建築します。農地区分は第2種農地です。

19ページをお願いします。

(番号16申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

贈与による所有権移転です。こちらは自己用住宅を建築します。農地区分は第3種農地です、宅地 167.38 m²と一体利用します。

(番号17申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。こちらは資材置場・通路を設置します。農地区分は第1種農地ですが、既存施設の拡張に供しているため許可要件を満たしております。雑種地 495 m²と一体利用します。

(番号18申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

充質による所有権移転です。こちらは太陽光パネルを設置します。農地区分は第2種農地です。

(番号19申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。こちらは太陽光パネルを設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号20申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。こちらは店舗兼用住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

20ページをお願いします。ここから権利設定の案件になります。

番号21番、22番につきましては先ほどの説明のとおりです。

(番号23申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号24申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号25申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。こちらは分家住宅を設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。

(番号26申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。こちらは分家住宅を設置します。農地区分は第2種農地です。

(番号27申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。こちらは分家住宅を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号28申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。こちらは駐車場・資材置場を設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接しているため許可要件を満たしております。宅地 386.93 m²と一体利用します。

21 ページをお願いします。

(番号29申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。こちらは分家住宅を設置し、農地区分は第2種農地です。

(番号30申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。こちらは分家住宅を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号31申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。こちらは診療所の拡張による転用です。農地区分は第2種農地で、宅地 700.01 m²と一体利用いたします。

(番号32申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。こちらは分家住宅を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号33申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。こちらは店舗・駐車場を設置し、農地区分は第1種農地で

すが、既存施設の拡張に供しているため許可要件を満たします。

(番号 34 申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。こちらは、令和 4 年 11 月 1 日に許可し、工事着工しております(申請者名)の工場建築に伴う、工事施工業者用の駐車場として申請地を一時的に転用する計画となっております。こちらは一時転用であり、転用期間は令和 5 年 11 月 30 日～令和 6 年 11 月 29 日までです。

つづきまして、22 ページの総括表をごらん下さい。

こちらにも面積の訂正がございます。

5 条の申請件数は、34 件 転用の土地 田 107 筆 76,719 m² 畑 27 筆 11,254 m²、合計 134 筆 87,973 m²です。

また、申請面積が 3,000 m²越えの案件については 11 月 6 日に愛知県三の丸庁舎で開催されます常設審議委員会にて審議予定となっております。

以上 5 条申請 34 件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。今回は 3,000 m²越えの案件が 5 件出ました。その辺は質疑ございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 50 号農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 5 議案第 51 号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明を求めます。

23 ページをお願いします。

議案第 51 号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画を次のように受理したので、農業委員会の議決を求める。本日付け提出、会長名でございます。

今月は地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する案件のみになります。

24 ページをお願いします。

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の設定です。

貸借期間は令和5年12月1日から令和15年12月31日までです。

25 ページ総括表をお願い致します。

畑 3 筆 1,833 m² になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第51号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第6報告 第28号現況証明願の報告についてから日程第8報告 30号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてまで、一括して事務局から説明を求めます。

それでは26ページをお願いします。

報告第28号 現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

27ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。

平成元年より住宅敷地として利用しておりました。

番号2番 申請地 地目 面積 を朗読。

昭和46年より住宅敷地として利用しておりました。

番号3番 申請地 地目 面積 を朗読。

昭和41年より住宅敷地として利用しておりました。

番号4番 申請地 地目 面積 を朗読。

平成4年より住宅敷地として利用しておりました。

番号5番 申請地 地目 面積 を朗読。

昭和42年より住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、28ページをお願いします。報告第29号農地法第4条及び第5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第4条及び第5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の5の(6)のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

29ページをお願いします。

農地法第4条第1項第7号の届出です。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃貸住宅建築による転用でございます。

番号2番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃貸住宅建築による転用でございます。

30ページの総括表をお願いします。

申請件数 2件 畑 2筆 755㎡。合計 2筆 755㎡です。

つづきまして31ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第6号の届出です。

今月は所有権移転案件のみになります。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号2番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、土地造成を目的とした転用でございます。

番号3番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号4番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、宅地分譲による転用でございます。

32 ページ総括表をお願いします。

申請件数 4件 畑 4筆 452.61㎡ 合計 4筆 452.61㎡です。

つづきまして、33 ページをお願いいたします。

報告第30号農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

34 ページをお願いします。

番号1番申請地 地目 面積 を朗読。

農地売却のため、賃借権を解除します。

番号2番申請地 地目 面積 を朗読。

農地売却のため、賃借権を解除します。

番号3番申請地 地目 面積 を朗読。

自作するため賃借権を解除します。

番号4番と5番は受人が同一のため一括で説明いたします。

番号4番申請地 地目 面積 を朗読。

番号5番申請地 地目 面積 を朗読。

農地転用のため賃借権を解除します。

35 ページ総括表をお願いします。

申請件数 5件 田 6筆 5,048㎡ 畑 2筆 1,035㎡ 合計 8筆 6,083㎡です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

令和5年第10回稲沢市農業委員会総会議事録

令和5年10月25日 産業会館大会議室

質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

これもちまして、令和5年第10回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時40分閉会

令和 年 月 日

会長

太田 道雄

18 番委員

竹田 八重子

19 番委員

八木 章嘉